

岩倉市自治基本条例及び市民参加条例に関する
検証結果報告書

令和2年8月

岩倉市自治基本条例審議会

目 次

- 1 はじめに 1
- 2 岩倉市自治基本条例推進状況 2～40
 - (1) 岩倉市自治基本条例推進状況の検証の方法 3
 - (2) 岩倉市自治基本条例推進状況の概要 3
 - (3) 岩倉市自治基本条例推進状況 4～40
- 3 岩倉市市民参加条例推進状況 41～70
 - (1) 岩倉市市民参加条例推進状況の検証の方法 42
 - (2) 岩倉市市民参加条例推進状況の概要 42
 - (3) 岩倉市市民参加条例推進状況 43～70
- 4 岩倉市自治基本条例審議会に関する資料 71～73
 - (1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例 71
 - (2) 岩倉市自治基本条例審議会委員名簿 73
 - (3) 岩倉市自治基本条例審議会開催概要 (日程・内容) 73

1 はじめに

岩倉市では、自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の役割や責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的に、平成 25 年 4 月 1 日に岩倉市自治基本条例を施行しました。この条例は、岩倉市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、自治を推進するに当たっては、この条例を遵守するものとされています。そして、その実効性を確保するために、第 25 条において市長の附属機関として、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置き、この条例を検証するものとしています。また、第 10 条において、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するために多様な参加の機会と、参加しやすい環境の整備に努めるものとしています。この一環として岩倉市が平成 28 年 4 月に施行した岩倉市市民参加条例は、第 25 条において、その推進について審議会で検証するものとしています。

平成 25 年 4 月に審議会が設置されてから 8 年目となる今年度は全 4 回開催しました。

自治基本条例については、昨年度に引き続き、現状と課題を明らかにした上で、各条文の主旨に基づく推進状況の確認と岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行いました。

市民参加条例については、各条文の規定の内容に基づいて、それぞれの規定に関わる事業の実施状況や公表状況、支援の実績などについて検証しました。

今後よりいっそう、これらの条例自体について職員及び市民に理解を図っていくと同時に未策定の条例が成就いたしますことを祈っております。

審議会の議論やこの報告が、その一助となり、この条例により市民、議会及び執行機関の協働がより推進され、岩倉市のまちづくりの発展につながることを強く切望します。

岩倉市自治基本条例

（実効性の確保）

第 25 条 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを検証し、その結果を公表するとともに、協働によりその改善に努めるものとします。

2 市長は、この条例が社会情勢又は岩倉市の状況に適しているかどうかを、5 年を超えない期間ごとに協働により検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

3 市長は、市長の附属機関として、この条例を検証し、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について審議するため、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

岩倉市市民参加条例

（審議会による検証）

第 25 条 この条例に基づく市民参加及び協働の推進についての検証は、自治基本条例第 25 条第 3 項に基づき設置される審議会により行うものとします。

岩倉市自治基本条例推進状況

(平成31年4月～令和2年3月)

2 岩倉市自治基本条例推進状況

(1) 岩倉市自治基本条例推進状況の検証の方法

自治基本条例の検証については、関係する各部署から提出された条例の推進のため資料を用いて、各条文の主旨に基づく推進状況とその見通しを確認し、岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行いました。今後においても、この推進状況を照らし合わせながら議論し、審議会として評価していきます。また、条例自体についても適宜検証し、検証結果に基づいて、必要な措置を講ずるものです。

(2) 岩倉市自治基本条例推進状況の概要

岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

【条例の各規定に基づく事項の推進状況】

整理番号	該当条文	審議する内容	主管課
(1)ーア	第10条	市民参加による提案・意見の市政及びまちづくりへの反映	秘書企画課
(1)ーイ	第11条	市民自治活動の自主性及び自立性の尊重と活動支援	協働安全課
(1)ーウ	第12条	住民投票に関する条例	協働安全課
(1)ーエ	第14条	執行機関の組織・実効性のある職員研修・適正な人事評価	秘書企画課
(1)ーオ	第19条	法体系の整備・条例の制定・改廃の際の趣旨の公表	行政課
(1)ーカ	第21条	財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用・財政に関する計画の公表・財政状況の公表	行政課
(1)ーキ	第22条	行政評価の実施と結果の公表	秘書企画課
(1)ーク	第23条	危機管理及び災害等緊急時のための必要な計画の策定	協働安全課
(1)ーケ	第24条	地域資源の継承	生涯学習課 環境保全課 商工農政課

(3) 岩倉市自治基本条例推進状況

4ページ以降に掲載します。

岩倉市自治基本条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ア (主管課：秘書企画課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 10 条第 2 項	議会及び執行機関は、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくり に反映させるよう努めるものとします。
-------------	---

2 現状と課題

【現状】		
◇広聴の取組		
	令和元年度	平成 30 年度
市長との小学校区意見交換会	5 回 (参加者 221 人)	—
地域公共交通を語る会	—	5 回 (参加者 107 人)
市民の声・私の提案	296 件	290 件
タウンミーティング	—	2 回 (参加者 49 人)
市政モニター会議	5 回 (委員 13 人)	5 回 (委員 13 人)
いどばた広聴	1 回 (参加者 20 人)	4 回 (参加者 106 人)
まちづくり出前講座	8 回 (参加者 136 人)	9 回 (参加者 170 人)
<p>小学校区の意見交換会は市長、副市長、全部長が出席し、総合計画をテーマとして今後のまちづくりについてご意見をいただき、その場で回答しました。</p> <p>市民の声・私の提案や市政モニター会議等で皆さんからいただいた提案や意見は、対応できるものについては速やかに対応し、すぐに対応することが難しい場合は担当課において代替策等について検討しています。また、市民の声・私の提案についてはホームページや情報サロンにおいて、いただいたご意見とそれに対する市の回答を掲載しています。ご意見の類型としては「苦情・要望 226 件」「提案 21 件」「通報・報告 22 件」「感謝・お褒めの言葉 6 件」などでした。ご提案いただいた意見から改善等につなげたものの例は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩倉の歴史などに関して作成したオリジナル動画を提供いただき、市内小中学校に紹介した。 ・ホームページや LINE などに表記する電話番号を市外局番から表示するようにした。(クリックして電話をかけられるように) ・庁舎東側掲示板の留め方を工夫して見やすくした。 ・学級閉鎖時の学校からの連絡メールに放課後児童クラブの扱いについても記載するように変更した。 		
【課題】		
市民の声のような非対面型(投稿型)はご意見の数も多く、子育て世代など幅広い年代から意見をいただいているが、対面での広聴活動の場には比較的高齢の人が多い。		

【今後の取組の方向性】

多様な世代、多様な属性からの意見や要望把握に努めつつ、迅速な回答及び対応に努める。

3 令和元年度の取組状況（条例の推進状況）

時 期	内 容
平成 31 年 4 月	市政モニター会議開催
令和元年 8 月	市政モニター会議開催
令和元年 9 月	出前講座「災害に備えて」開催（NPO 法人ローカルワイドウェブいわくら）
令和元年 10 月	出前講座「ふれ愛タクシーについて」開催（東新町老人クラブ）
令和元年 10 月	出前講座「学校給食センター」開催（岩倉北小学校 P T A）
令和元年 10 月	市政モニター会議施設見学開催（エコルセンター）
令和元年 11 月	市政モニター会議開催
令和元年 11 月	出前講座「ごみに学ぶ」開催（新婦人の会）
令和元年 12 月	出前講座「学校給食センター」開催（岩倉ロータリークラブ）
令和元年 12 月	出前講座「学校給食センター」開催（小規模多機能ホームちあき）
令和元年 12 月	出前講座「学校給食センター」開催（小規模多機能ホームちあき）
令和 2 年 1 月	出前講座「市民意向調査の結果について」開催（NPO 法人ローカルワイドウェブいわくら）
令和 2 年 2 月	市政モニター会議開催
令和 2 年 2 月	市長との小学校区意見交換会（各小学校区）
令和 2 年 2 月	いどばた広聴開催

4 令和 2 年度の取組内容

時 期	内 容
令和 2 年 7 月	市政モニター会議
令和 2 年 7 月	行政区意見交換会
令和 2 年 10 月	市政モニター会議施設見学
令和 2 年 11 月	市政モニター会議
令和 3 年 2 月	市政モニター会議
随 時	タウンミーティング、出前講座、いどばた広聴

5 その他

【平成 30 年度審議会の意見のまとめ】

- ・ 広聴の機会を設けるだけでなく、市政に反映されたかどうかを提示するべきである。
- ・ 反映できるかできないかを問わず、市民の声や意見に対して素早く反応し、検討している姿勢を示すことが重要。

【令和元年度審議会の意見のまとめ】

- ・平成30年度は4、5件ということだが、290件の提案内容を少し分類して提示していくことが、政策提案がなかったということに対する改善案が出てくることにもなると思うので検討してもらいたい。

【令和2年度審議会が出た意見・論点】

- ・可能であれば、改善、特に、意見・提案に基づいて改善したものについては、積極的に周知することをお願いしたい。

【令和2年度審議会の意見のまとめ】

- ・一定の改善が見られるが、引き続き、改善したものについては積極的な周知に努めてほしい。

岩倉市自治基本条例の推進状況について
(市民参加条例の検証に代える事項)

整理番号 (1) - イ (主管課：協働安全課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 11 条	市民自治活動の自主性及び自立性の尊重と活動支援
--------	-------------------------

上記の規定について、岩倉市市民参加条例第 22 条～24 条において具体的に規定しているため、当該条文を検証することで、自治基本条例第 11 条の検証に代えることとする。

2 岩倉市市民参加条例の規定

第 22 条	地域団体や市民活動団体に対する財政的支援及び情報提供
第 23 条	中間支援組織の設置
第 24 条	協働によるまちづくりを担う人材の発掘及び育成

3 現状と課題と今後の取組の方向性

【現状】

(1) 地域団体の活動の支援

ア 行政区 (自治防災会含む)

	令和元年度	平成 30 年度
区長会	年 3 回 (4 月、8 月、1 月)	年 3 回 (4 月、8 月、1 月)
要望書の数	160 件	151 件
区育成補助金	3,623,400 円 (21,956 世帯/1 世帯あたり 150 円、33 事業/1 事業あたり 10,000 円以内)	3,554,450 円 (21,563 世帯/1 世帯あたり 150 円、32 事業/1 事業あたり 10,000 円以内)
区掲示板設置費補助金	3 件 269,000 円 (総事業費の 1/3 以内)	0 件 (総事業費の 1/3 以内)
区公会堂建設費等補助金	5 件 1,326,000 円 (新設 1/3 以内、修繕 1/2 以内、備品購入 1/3 以内)	4 件 3,399,000 円 (新設 1/3 以内、修繕 1/2 以内、備品購入 1/3 以内)
防犯設備整備費等補助金	0 件 (総事業費の 1/2 以内)	0 件 (総事業費の 1/2 以内)
消防施設整備費補助金	10 件 799,600 円 (総事業費の 2/3 以内)	8 件 699,600 円 (総事業費の 2/3 以内)
防災対策用備品等整備費補助金	14 件 944,000 円 (補助対象品目により事業費の 1/3～3/4 以内)	14 件 708,000 円 (補助対象品目により事業費の 1/3～3/4 以内)

イ 子ども会（連合会 1、単位数 27 団体、1,383 人）

	令和元年度	平成 30 年度
市子ども会連絡協議会助成金	285,000 円	285,000 円
単位子ども会助成金	27 団体 398,350 円	27 団体 404,950 円
市子ども会連絡協議会事業助成	4 事業 711,000 円	4 事業 711,000 円

- ・リーダー養成講習や各種行事、役員研修等の実施

ウ 老人クラブ（連合会 1、単位数 27 団体、2,712 人）

- ・介護予防事業・健康づくり事業として各種イベントの開催
- ・補助金の交付

エ 婦人会（会員数 181 人）

- ・奉仕活動や文化活動、赤十字奉仕団の活動などの実施
- ・助成金の交付

オ 地区社会福祉協議会支会（支会数 7）

- ・行政区役員や民生委員・児童委員が中心
- ・地域の実情に応じて住民自らが主体となる福祉活動を展開

（2）市民活動の支援

ア 支援の後ろ盾

- ・市民協働ルールブック（平成 23 年度）
- ・自治基本条例（平成 25 年度）
- ・市民参加条例（平成 28 年度）

イ 市としての支援

- ・協働のルールブックに基づき執行機関全体で推進
（事業委託、事業共催、補助・助成、後援、事業協力など）
- ・令和元年度は 82 の協働事業を実施（資料 4-2）協働の取組状況シート参照）

（ア）中間支援組織の設置

「岩倉市市民活動支援センター」（平成 22 年度～）

- ・市民活動の拠点として設置
- ・NPO 法人ローカル・ワイド・ウェブいわくらに運營業務委託
- ・公益的な市民活動や行政区の自治活動への支援
- ・登録団体に対し市民プラザ多目的ホールや会議室の利用料減免、印刷機や各種機材の利用

実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者登録団体数	212	224	238	242	251

利用者数	32,887	34,941	37,385	37,597	32,802
利用件数（延べ利用件数）	2,990	2,985	3,203	3,305	2,979
情報発信件数（岩倉駅地下通路モニター放映番組数）	128	240	350	370	374

（イ）情報支援

- ・ 広報紙特集ページ「協働のまちづくりコーナー」
- ・ 市役所 1 階に市民活動紹介コーナーの設置

（ウ）財政支援

「市民活動助成金」（平成 24 年度～）

地域が抱える諸課題の解決を図り、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する市民活動に対する財政的支援

実 績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
助成団体数	12	12	14	11	12
助成金額（円）	895,000	475,000	934,000	428,000	648,000

ウ 市民活動支援センターによる支援

（ア）情報支援

- ・ 情報誌「かわらばん」の発行
- ・ 情報メール便の送付
- ・ 岩倉駅地下及び市役所モニターにおける団体紹介動画の放映
- ・ 市民活動助成金や民間助成金の相談会の実施

（イ）交流支援

- 市民活動い〜輪会議（平成 25 年度～）※旧登録団体全体会
 - ・ 市民活動支援センターの機能充実を目的とした会議
 - ・ 登録団体、市民の意見収集、行政や団体間等の情報共有
- 65 歳の集い（平成 24 年度～）、市民プラザまつり（平成 25 年度～）の開催
 - ・ 市民活動に取り組むきっかけ作りとして開催
 - ・ 実行委員会形式にて運営
- まちづくりネットワーク（平成 27 年度～）
 - ・ 市民と市民活動団体とをつなげるための仕組み
 - ・ 活動への継続的な参加や団体への加入の促進
 - ・ 協働によるまちづくりを担う人材の発掘及び育成に寄与
- つつじ交流会（平成 28 年度～）
 - ・ 市民活動助成金対象事業及びまちづくりネットワークの成果報告
 - ・ 活動の公益性や透明性を高め、市民の理解を得るための機会

- ・ 報告会後に懇親会の開催

【課題と今後の取組の方向性】

① 地域団体の活動の支援

- ・ ほとんどの区長は単年で交代し、うまく引継ぎが行われていない場合もあり、地域課題への認識、取組が継続されにくいいため、先進事例の研究、情報提供を行っていく。
- ・ 住民が自ら地域のために自主的に取り組もうとする機運を高める必要があるため、講演会などを実施する。
- ・ 行政区-行政区、行政区-市民活動団体といった行政区域を越えた広域的なつながりの構築について研究する必要がある。

② 市民活動の支援

- ・ 市民活動い〜輪会議では、会議ごとにテーマを決め交流会の時間を設けグループワークをし、参加者同士の意見交換をすることができている。一般の参加を確保するため今後も広報紙などで周知していく。
- ・ まちづくりネットワークについてインターネット申請ができるようにした。今後も広報紙やホームページで周知に努める。
- ・ 定年延長などの影響により、担い手不足や高齢化が進んでいるため、まちづくりにおける協働の大切さを幅広く周知し、より多くの人に携わってもらえるよう取り組んでいく。

4 その他

【平成 30 年度審議会の意見のまとめ】

市民活動団体は活発に活動しており、市民活動支援センターによる支援も一定の成果が見られる。行政区など地域の活動は、行政だけではなく、こども会や老人クラブ、婦人会などの団体を始め、地域の企業や社会福祉協議会などと連携して、様々な角度から検討し、協働で取組むことができるよう考える必要がある。

【令和元年度審議会の意見のまとめ】

- ・ 地域運営組織についてはもう少し具体化していく必要がある。
- ・ 岩倉はまだ大丈夫だろうが、全体として子どもの数は減っていく状況なので、小学校区ごとの子どもの数を把握しておくことからでも始めておく必要はあるか。小学校自体も今後どうなっていくかわからない。

【令和 2 年度審議会が出た意見・論点】

- ・ 区長制度というものを根本から見直さなければならないと思う。小学校区単位でという話が出ているが、各区で積み立てているお金をどうするのかという課題について考えないと先には進まないと思う。
- ・ 企業としては、地域と共生しながら事業運営をしていくことは大きな課題だと考えている。また、

行政側から働きかけがあれば考えていくきっかけにはなると思う。

- ・企業側も市民である以上、地域貢献を視野に入れられている。そういう場を積極的に地域の側で作
り、それを市がサポートするというやり方もある。
- ・市民活動助成金について、新型コロナウイルス感染症の影響で中止になった企画については、令和
2年度中に実施すれば良いという整理をした方が良いのではないかと。
- ・退職プログラムの一環、また、地域活動という選択肢を示す退職準備前教育として、市民活動支援
センターが行う 65 歳の集いのようなものを退職準備プログラムに位置づけるという方法は企業側
にも参考になる。
- ・現状は、地域の担い手候補の定年退職者と子育てが落ち着いた母親を地域活動と企業の非正規雇用
が取り合っているという状況で、どちらかと言えば、将来に対する不安から非正規雇用に流れがち
で、地域の活動に従事する人の絶対数が先細りしていると感じている。だからこそ、地域での活動
も最低賃金程度は稼げるようにしなければ続かないのではないかと。

【令和2年度審議会の意見のまとめ】

- ・行政区の積み立てたお金をどう使うかについては、どこの地域でも大きな課題。その使い方につい
ても参考になる事例があれば良い。
- ・自治基本条例策定時は、第 11 条が今後の市民生活に最も大きな影響を持つのではないかと議論に
なり、その後、市民参加条例に3つの条文で具体的に示された。現在は、それに基づいて様々な活
動が行われているが、今後は、地域と企業で担い手を取り合う状況の中、小学校への教育活動や地
域福祉への関わりなど、住民が身近に行っていかなければならない共通問題を検討する場としての
地域運営組織について考えていく必要がある。

岩倉市自治基本条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ウ (主管課：協働安全課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 12 条第 2 項	住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めるものとします。
-------------	---

2 現状と課題と今後の取組の方向性

【現状】	<p>平成 26 年から検討を開始した市民参加条例検討委員会が策定した条例案は、「住民投票」と「市民参加と協働」が一本化されており、シンポジウムやパブリックコメントは一本化案で実施した。</p> <p>しかしながら、平成 28 年 3 月議会への議案の提出にあたり、市民参加条例から住民投票に関する事項は切り離し、別の条例とすることとしたが、住民投票条例は提出しなかった。</p> <p>それ以降、議会との調整はしておらず、再度、議案を提出する時期としては、白紙の状態である。</p>
【課題】	<p>市民参加条例検討委員会において検討した条例案について、議会の特別委員会等の意見を踏まえた結果、議論の余地を残す部分があると判断したため上程しなかった。そのため、住民投票条例としてあらためて上程するためには、条例案の再検討及び議会との調整が必要となる。</p>
【今後の取組の方向性】	<p>住民投票条例の必要性は十分認識しているが、現時点で方向性が定まっていない。</p> <p>今後も条例の制定に向けて、議会と調整する時期を見極めながら対応を検討していきたい。</p>

3 令和元年度の取組状況 (条例の推進状況)

時 期	内 容
令和 年 月	取組なし

4 令和 2 年度の取組内容

時 期	内 容
令和 年 月	未定

5 その他

【平成 30 年度審議会の意見のまとめ】

<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票に関しては、市民が考えた条例案を活かす方針であれば、議会との調整を図ることが必要である。条例の制定に向けての取組を続けてほしい。

【令和元年度審議会の意見のまとめ】

- ・住民投票条例について、本審議会は以前から制定すべきとの考えを示している。

【令和2年度審議会が出た意見・論点】

- ・本審議会では制定すべきという意見でまとまっている。今の議員も選挙から2年くらい経っている。何かしらのアクションを起こす良い時期だと思うので、ぜひアクションを起こしてほしい。

【令和2年度審議会の意見のまとめ】

- ・住民投票条例の制定に向けて動きがあることを期待したい。

14	
----	--

10 50	

12	
	50

30

--

--

--

--

>1 ç ô -° Ø b v) "g #>& ² [b N4 "g #>'

i ‡	Æ
¹B 31 ° >1v > >2v	-²] >8 ¾´ \rX ~ 6ä &
ç ô -° >3v	-²] >8¾´ ¼³ x Û Ü « ° j Û È \ Û # Õ _ • È # Õ # Õ " @ 1* b ‹
ç ô -° >3v	-²] 75 " 8 b % Ø ¶ >8¾´ b È 3 ¶ † ò • b z & _ • 0v Ê [% Ø ¶ / 9, M b6ä &
ç ô - ° >5v	-²] + - ! † ì # Õ Z '¼ N4 1ÿ b6ä &
ç ô -° >5v	+ - ! † # Õ Â >8 - È á ° " Ü ž ½ 5. ~ ± x ª b0 { 9 b ‹
ç ô -° >5v	-²] >8¾´ b È 3 ¶ † ò • \ > K Z ¥ ¶ # Õ " @ 1* \ K Z • Ó b # Õ % 1* b ‹
ç ô -° >5v	µ 8 b È Ü 3 Æ b -²] >8¾´ b È 3 ¶ † ò • b z & _ • È 3 ¶ r X ~ b6ä &
ç ô -° >6v	+ - ! † # Õ Â >8 - È á ° † • 8 ~ / 9, M b ‹
ç ô -° >7v	+ - ! † # Õ Â >8 - È á ° • š Ý \ i € 6 > : b ‹
ç ô -° >7v	n5 ` Û / Ü 3 Æ b -²] >8¾´ b È 3 ¶ † ò • b z & _ • -²] 0v Ê : 6 5. ~ M b6ä &
ç ô -° 10 v	+ - ! † # Õ Â >8 - È á ° \ † p á [4 p : b ‹
ç ô -° 10 v	-²] W v 4 Š ë 2 \ í j , † w b] ¼ ë 2 q . b œ ‹
ç ô -° 10 v > 11 v	+ - ! † # Õ Â >8 \ † p á b ĩ , K b ‹
ç ô -° 11 v	-²] >8¾´ b È 3 ¶ † ò • \ > K Z ¥ ¶ # Õ " @ 1* \ K Z • Ó b # Õ % 1* b ‹
ç ô -° 12 v	-²] >8#" C Ç ™ " / œ \$ ([- \ v b g b ‹
ç ô -° 12 v	+ - ! † # Õ Â >8 - È á °] † D ~ d 8 / 9, b ‹
ç ô >0° >1v	-²] >8 ¾´ b È 3 ¶ † ò • \ > [j Û î á " µ É -²] b ‹

>2 ç ô >0° Ø b v) Æ

i ‡	Æ
ç ô >0° >3v í ‡ >& p F b • + ö v 6 ~>'	-²] >8¾´ ¼³ x Û Ü « ° j Û È \ Û # Õ _ • È # Õ # Õ " @ 1* b ‹
ç ô >0° >3v í p F	-²] 75 " 8 b % Ø ¶ >8¾´ b È 3 ¶ † ò • b z & _ • 0v Ê [% Ø ¶ / 9, M b6ä &
ç ô >0° >5v	-²] + - ! † ì # Õ Z '¼ N4 1ÿ b6ä &
ç ô >0° >5v í p F	+ - ! † # Õ Â >8 - È á ° ª b0 { 9 b ‹
ç ô >0° >5v	-²] >8¾´ b È 3 ¶ † ò • \ > K Z ¥ ¶ # Õ " @ 1* \ K Z • Ó b # Õ % 1* b ‹

ç ô >0° Ý í p F	μ l 8 b È Ü3Æ b -²] >8¼ ´ b È3¶ ¶ ò • b z & _ • È3¶ r X ~ b6ä &
ç ô >0° >6v í p F	+¬!#Õ Â l >8- È á ° 8 U _ U ».x9 Å œ ° î É0b Û " Ü ž ½5. ~ ± b ‹
ç ô >0° >7v	+¬!#Õ Â l >8- È á ° • š Ý \ i ∈ 6 > : b ‹
ç ô >0° >7v	n5 ` Û / Ü3Æ b -²] >8¼ ´ b È3¶ ¶ ò • b z & _ • -²]0v È:6 5. ~ M b6ä &
ç ô >0° 10 v	+¬!#Õ Â l >8- È á ° \ ‡ p á [4 p : b ‹
ç ô >0° 10 v	-²] W v 4Š ë 2 \ í j , ‡ w b]¼ ë 2 q • b œ ‹
ç ô >0° 10 v > 11 v	+¬!#Õ Â l >8 \ ‡ p á b ĩ , K ‹
ç ô >0° 11 v	-²] >8¼ ´ b È3¶ ¶ ò • \ > K Z ¥ ¶ #Õ " @1* \ K Z • Ó b #Õ %1* b ‹
ç ô >0° 12 v	-²] >8#" C Ç "™ " /œ \$ ([- \ v b g b ‹
ç ô >0° 12 v	+¬!#Õ Â l >8- È á °] ‡ D ~ d 8 /9, b ‹
ç ô >1° >1v	-²] >8 ¼ ´ b È3¶ ¶ ò • \ > [j Ü î á " μ É -²] b ‹

>3 Q b Ú

¹ B 30 ° Ø B1ÿ b -0b b r \ u

í 8 f C } #Õ A v b ž - » È μ j b B Ý c9x C0Û o K S 8 q#Ý" g # b & 1 x w í Ò ì îª [b
¶6ä c5 0 [[6 • \ î : r S ' K 8 \ 8 : 0 [f _ P K Z c w ~ _ M • ? v μ u Z M + á l
b8z x _ X 8 Z è 0 ! M ∈ d | 8 \ î :

ç ô - ° Ø B1ÿ b -0b b r \ u

í ° á î b' 8@ @ ö W Z 8 • G \ _ X 8 Z æ † \ K Z 0¿ K Z 8 • ? } _ c # . # ä † Â & _ K Z >
C G \ c²0 [

ç ô >0° Ø B1ÿ [S -0b í 1 = !!

í +¬!#Õ Â l _ X 8 Z b1ÿ1 = c²0 [

ç ô >0° Ø B1ÿ b -0b b r \ u

í , A) F A +¬!#Õ Â l † q#Ý" K S v) †4 u Z v } 8 S 8

岩倉市自治基本条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ケ③ (主管課：商工農政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 24 条第 1 項	市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。
第 24 条第 2 項	市は、国及び他の自治体と連携して五条川流域の環境及び桜並木の保全に努めなければなりません。

2 現状と課題と今後の取組の方向性

【現状】	<p>市のシンボリックな存在として位置付けられている五条川の桜は、寿命といわれる樹齢 60 年を経過しているものが多い。現在、岩倉五条川桜並木保存会と協働しながら、不要枝や枯れ枝等の剪定、また、市が購入した肥料の打ち込みを行うなど、現在ある桜の延命策を施している。</p> <p>桜の植栽については、河川管理者である愛知県と協議を重ね、既に河川占用許可を受けている桜の修繕として、植え替えを行っていただけることになった。</p>
【課題】	<p>本市の貴重な観光資源である桜は、まちなかを中心に過密状態にあり、適正管理のためには伐採が必要である。</p> <p>川井・野寄地区の大規模な企業誘致をきっかけに、今後大規模な農地の開発が急速に加速する恐れがある本市の農業振興上必要な農地を見極め、保全に努めていく必要がある。</p>
【今後の取組の方向性】	<p>岩倉五条川桜並木保存会との協働により、引き続き、観光資源である桜の保全・管理を行っていく。また、桜の長寿命化に向けて、樹木医の診断を基に桜の間引き作業を行っていく。併せて、植え替えについても随時進めていく。</p> <p>集積、集約が可能な農地に関しては、JA 愛知北と協力しながら、オペレーターや担い手への集積を計画的に進めていく。集積・集約が難しい小規模な農地に関しては、農地保全管理組合の活用や、各地域による一体的な保全管理を検討していく。</p>

3 令和元年度の取組状況（条例の推進状況）

時 期	内 容
平成 31 年 4 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で、桜まつり期間中に臨時駐車場となる八剣憩いの広場前で観光案内所を設置
令和元年 5 月 ～6 月、 令和 2 年 1 月 (計 6 回)	岩倉五条川桜並木保存会と協働で施肥を実施
平成 31 年 4 月 (計 1 回)	五条川桜並木に発生する毛虫等の防虫のための消毒薬散布
令和元年 7 月 (計 1 回)	岩倉五条川桜並木保存会と協働で、桜に害を及ぼすベッコウタケなどを調査・処理
令和元年 7 月、 9 月～12 月 (計 5 回)	岩倉五条川桜並木保存会と協働で枯れ枝・不要枝を剪定

4 令和 2 年度の取組内容

時 期	内 容
令和 2 年 6 月、 令和 3 年 1 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で施肥を実施
令和 2 年 4 月 ～9 月	五条川桜並木に発生する毛虫等の防虫のための消毒薬散布
令和 2 年 7 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で、桜に害を及ぼすベッコウタケなどを調査・処理
令和 2 年 9 月 ～12 月、 令和 3 年 3 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で枯れ枝・不要枝を剪定
令和 2 年 11 月 ～令和 3 年 1 月	五条川沿いに桜の植栽（4 本）実施
未定	県、江南市、大口町と桜の植栽、保全に関する打ち合わせ

5 その他

【平成 30 年度審議会の意見のまとめ】

- ・民間の土地については、処分することも所有者の自由であるため、所有者がどこまで緑地の社会的意義を理解してくれるかという難しい面もある。いずれにしても、生産緑地制度の終了は大きな転機であり、緑地がどうなっていくかの瀬戸際であるが、身近な緑の保全については、自治基本条例の規定に則してしっかり考えていかなければならない。
- ・農地の持っている社会的な意義の理解には努めていってもらいたい。

【令和元年度審議会の意見のまとめ】

- ・都市計画マスタープランが重要になる。それに対して、市民の皆さんも注目しなければならないということも言えるかもしれない。

【令和2年度審議会で出た意見・論点】

- ・五条川に生息する鯉は外来種なので何か影響があるような気がする。
- ・岩倉市は大規模な農業には向かず、まちに近いメリットを生かしていく方が良い。住宅地に点在している小さい農地を生かして家庭菜園程度等を行う人が増えれば、岩倉の自然に理解を示す市民が増えることにもつながる。そのような方向性で進めてもらえると自治基本条例の規定にも沿うような形になっていくと思う。
- ・岩倉の誇るものとして、桜、山車、自然を自治基本条例で規定しているが、対外的なPRが弱い。
- ・岩倉五条川桜並木保存会の活動が市民に見えるようにしてほしい。

【令和2年度審議会の意見のまとめ】

- ・住宅と接近して農地が点在していることは大きく、岩倉市ならではの話。特急だと名古屋から10分でそういう環境に辿り着く。これは素晴らしいこと。引き続き、市民農園や農業体験塾など市民が農に親しむ施策に取り組んでほしい。
- ・岩倉五条川桜並木保存会など縁の下で活動している市民の方々がいるということをPRすることは必要。